

# 旅券(パスポート)をなくしたら(フローチャート)

旅券(パスポート)の盗難・紛失に遭われた場合、手続は大変煩雑です。新たな旅券(パスポート)または「帰国のための渡航書」を入手の上、滞在査証(ビザ)を取得して頂く必要があります。すべての手続を終えるのに数日を要します。旅券の盗難・紛失にはくれぐれもご注意ください。

万が一、被害に遭われた場合は、以下のフローチャートを参考に旅券(パスポート)の申請及び査証(ビザ)の取得手続きをして下さい。

## 旅券(パスポート)をなくした

### 1. 派出所(最寄りの)

まずは、最寄りの派出所へ行き、事案発生(「報案」)証明をもらいます。  
(最寄りの派出所が分からない場合は、各地の公安局※にお問い合わせ下さい。)

※「緊急連絡先」をご覧ください。

### 2. 公安局(市レベル)

次に、所管の公安局出入境管理处へ行き、護照報失(紛失)証明をもらいます。  
(旅券のコピーや運転免許証、宿泊票などが必要です。)

### 3. 総領事館

総領事館で以下の手続を行います。

#### (1) 紛失旅券の失効処理

必要書類(・申請書・護照報失(紛失)証明・身元確認書類・写真1枚)

(2) 旅券(パスポート)、「帰国のための渡航書」いずれかの発給手続を行います。

#### ●旅券(パスポート)の発給

(中国に長期滞在している場合等)

- 必要書類
  - ・申請書
  - ・戸籍謄(抄)本 1通
  - ・写真 1枚
- 交付日 申請日の翌々日
- 詳細は、「旅券(パスポート)の新規・切替申請」をご覧ください。

#### ●「帰国のための渡航書」の発給

(旅行者等が、早急に帰国を希望する場合等)

- 必要書類
  - ・申請書
  - ・身元確認書類  
(券面上、本籍の確認ができる運転免許証、戸籍謄(抄)本など)
  - ・写真 1枚
- 交付日 原則当日
- 詳細は、「帰国のための渡航書」申請手続」をご覧ください。

### 4. 公安局(市レベル)

公安局出入境管理处で「滞在査証(ビザ)」の申請をします。

手続終了

帰国

(第三国への渡航や長期滞在はできません。)